

議案第51号

飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市税条例の一部改正）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第33条の7第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第17条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第27条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第27条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第33条の7第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構

(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第79条を第79条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第79条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第80条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受

けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第81条第1項中「第79条第1項」を「第79条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第85条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第81条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第79条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙

巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第81条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第82条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第83条第3項中「第79条」を「第79条の2」に改める。

第85条第1項中「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第1条の4第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条中第19項を第27項とし、第18項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第6条の2中第17項を第24項とし、第12項から第16項までを7項ずつ繰り下げ、第11項を第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の2中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8

項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第13条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第6条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第82条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第82条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第80条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第81条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に

0. 2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. 8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. 8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 飯能市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「飯能市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第79条第1項」を「飯能市税条例第79条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中飯能市税条例第79条を第79条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第80条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第81条から第83条まで及び第85条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中飯能市税条例第17条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第29条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第13条の2第3項の改正規定並びに次

条第1項の規定 平成31年1月1日

- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中飯能市税条例第81条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中飯能市税条例第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中飯能市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第27条の2及び第27条の6の改正規定並びに同条例附則第1条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中飯能市税条例附則第6条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又は公布日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適

用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から公布日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から公布日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項

第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(飯能市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例(以下「30年新条例」という。)第79条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項若しくは第2項、	飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第12条第2号	第85条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に

より、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」とあるのは、「第85条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。以下「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告

書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「32年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項若しくは第2項、	飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第12条第2号	第85条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

第 8 7 条の 2 第 1 項	第 8 5 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 9 条第 2 項
	当該各項	同項
第 8 8 条第 2 項	第 8 5 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 9 条第 3 項

5 32年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市た

ばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「33年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項若しくは第2項、	飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第12条第2号	第85条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成

	様式	30年総務省令第25号)別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額又は法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（<u>第33条の7第10項から第12項までを除く。</u>）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額又は法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によって課する所得割（以</p>

「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 省略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得控除)

第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除

下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 省略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得控除)

第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除

額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第27条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算

額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第27条の6 所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額

した金額を加算した金額

イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 省略

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号 に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で

を合算した金額を加算した金額

イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 省略

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号 の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会

社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 省略

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項

保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 省略

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、

において「納税申告書」という。）
を、同条第1項、第2項、第4項、
第19項及び第23項の申告納付に
あつてはそれぞれこれらの規定によ
る納期限までに、同条第22項の申
告納付にあつては遅滞なく市長に提
出し、及びその申告に係る税金又は
同条第1項後段及び第3項の規定に
より提出があつたものとみなされる
申告書に係る税金を施行規則第22
号の4様式による納付書により納付
しなければならない。

2～9 省略

10 法第321条の8第42項に規
定する特定法人である内国法人は、
第1項の規定により、納税申告書に
より行うこととされている法人の市
民税の申告については、同項の規定
にかかわらず、同条第42項及び施
行規則で定めるところにより、納税
申告書に記載すべきものとされてい
る事項（次項において「申告書記載
事項」という。）を、法第762条
第1号に規定する地方税関係手続用
電子情報処理組織を使用し、かつ、
地方税共同機構（第12項において
「機構」という。）を經由して行う
方法その他施行規則で定める方法に
より市長に提供することにより、行
わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項

第4項、第19項及び第23項の申
告納付にあつてはそれぞれこれらの
規定による納期限までに、同条第
22項の申告納付にあつては遅滞な
く市長に提出し、及びその申告に係
る税金又は同条第1項後段及び第3
項の規定により提出があつたものと
みなされる申告書に係る税金を施行
規則第22号の4様式による納付書
により納付しなければならない。

2～9 省略

の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

（製造たばこの区分）

第79条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

（市たばこ税の納税義務者等）

第79条の2 省略

（製造たばことみなす場合）

第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグ

（市たばこ税の納税義務者等）

第79条 省略

リセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第81条 たばこ税の課税標準は、第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第85条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

（たばこ税の課税標準）

第81条 たばこ税の課税標準は、第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	省略
ア 葉巻たばこ	
イ パイプたばこ	
ウ 省略	
省略	

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	省略
ア パイプたばこ	
イ 葉巻たばこ	
ウ 省略	
省略	

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定

価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をい

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

う。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、
1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第83条 省略

2 省略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第79条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたば

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、
1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第83条 省略

2 省略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第79条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標

こ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者

標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者

及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2～3 省略

4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5～6 省略

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 省略

9 省略

10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 省略

12 省略

13 省略

及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2～3 省略

4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5～6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

1 4 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号
ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 5 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号
ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 6 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号
ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 7 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号
イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

1 8 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号
ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

1 9 省略

2 0 省略

2 1 省略

2 2 省略

2 3 省略

2 4 省略

2 5 省略

2 6 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する条例で定める割合は、0とする。

2 7 省略

(優良住宅地の造成等のために土地

1 2 省略

1 3 省略

1 4 省略

1 5 省略

1 6 省略

1 7 省略

1 8 省略

1 9 省略

(優良住宅地の造成等のために土地

等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

飯能市税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第81条 省略	第81条 省略
2 省略	2 省略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略
4~10 省略	4~10 省略
附 則	附 則
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の2 省略	第6条の2 省略
2~23 省略	2~23 省略
24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	25 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
26 法附則第15条第46項に規定	26 法附則第15条第47項に規定

する条例で定める割合は、0とする。
27 省略

する条例で定める割合は、0とする。
27 省略

飯能市税条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第81条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第81条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率</p>

<p>及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>4～10 省略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第82条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>4～10 省略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第82条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>
---	---

飯能市税条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第81条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたば</u></p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第81条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率</u></p>

こ税の税率をそれぞれ1,000
で除して得た金額の合計額を
100分の60で除して計算した
金額をいう。第8項において同
じ。)をもって紙巻たばこの
0.5本に換算する方法

ア 省略

イ アに掲げるもの以外の加熱式
たばこ たばこ税法第10条第
3項第2号ロ及び第4項の規定
の例により算定した金額

4～10 省略

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、
1,000本につき6,552円と
する。

及び法第468条に規定するたば
こ税の税率をそれぞれ1,000
で除して得た金額の合計額を
100分の60で除して計算した
金額をいう。第8項において同
じ。)をもって紙巻たばこの
0.5本に換算する方法

ア 省略

イ アに掲げるもの以外の加熱式
たばこ たばこ税法(昭和59
年法律第72号)第10条第3
項第2号ロ及び第4項の規定の
例により算定した金額

4～10 省略

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、
1,000本につき6,122円ど
する。

飯能市税条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p>

第81条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 省略

(2) 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第81条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 省略

(3) 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 省略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 省略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規

9 省略

定する数を乗じて計算した紙巻たば
この本数に1本未満の端数がある場
合には、その端数を切り捨てるもの
とする。

10 省略

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>飯能市税条例第82条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>平成30年4月1日から平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 省略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>飯能市税条例第79条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第82条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 省略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第79条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これ</p>

て、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 省略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持す

らの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 省略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持す

する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	省略		第5項	省略	
	平成28年5月 2日	<u>平成31年10 月31日</u>		平成28年5月 2日	<u>平成31年4月 30日</u>
第6項	平成28年9月 30日	<u>平成32年3月 31日</u>	第6項	平成28年9月 30日	<u>平成31年9月 30日</u>
	省略			省略	

第二十条の二の六第一項中「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の五とする。

第二十条の二の七を第二十条の二の六とし、第二十条の二の八を第二十条の二の七とする。

第二十条の二の九第一項中「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の八とする。

第二十条の二の十中「第二十条の二の十二」を「第二十条の二の十一」に改め、同条を第二十条の二の九とする。

第二十条の二の十一を第二十条の二の十とし、第二十条の二の十二を第二十条の二の十一とし、第二十条の二の十三を第二十条の二の十二とする。

第二十条の二の十四第一項及び第二項中「によつて」を「により」に改め、「第九条の二第四項」の下に、「第九条の三の二第七項」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第七項」を加え、第四十二條第二項を「第四十一條の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

(損金の額等に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の単年度損益の算定の特例)

第二十条の二の十四 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四百四十四條の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

第二十一条の二の二第一項及び第二項中「第九條の二第四項」の下に、「第九條の三の二第七項」を加え、同条第三項中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第七項」を加え、「第四十二條第二項」を「第四十一條の二第二項」に改める。

第二十一条の二の二の次に次の一条を加える。

(損金の額等に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の所得の算定の特例)

第二十一条の二の三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業年度の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項、第九條の六の四第四項及び第九條の六の五第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業年度の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業年度の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業年度の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業年度の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四百四十四條の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項、第九條の六の四第四項及び第九條の六の五第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業年度の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

第二十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十七条第一項第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第三十三条の三第二項第一号中「第七十二条の三十三の二第一項」を「第七十二条の三十二第一項」に改める。

第三十四条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「法第七十二条の三十三第二項」を「同条第二項」に改める。

第三十九条の九の二第四項中「附則第四十八條第一項第一号」を「附則第四十八條第一項第二号」に改める。

第四十六条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第四十六条の二の二第二項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第四十七条の三第一号中「金額は」の下に「当該条で基本額として定める一定金額に」を加え、「当該条で基本額として定める一定金額に」を削り、「金額」を「金額に、十万円を加算した金額」に、「当該条で得た」を「当該」に改める。

第四十八條の六第一項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

(抜 粋)

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十六号

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに 同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 都等の特例（第五十七条―第五十七条の四）」を「第四章 都等の特例（第五十七 七条―第五十七条の四）」に、「第五章」を「第六章」に改め、「第五十八条」 の下に「第五十九条」を加える。

第六条の九の二第二項第三号及び第四号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十 一第二項」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「第三百二十一條の七の十二第二項」を「第三百二十一條の七の十 三第一項」に改める。

第七条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につき適用された所得税法（昭和 四十年法律第三十三号）第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」 に改める。

第七条の三第二項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の 額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第七条の四の二第一項第一号中「所得税法」の下に「昭和四十年法律第三十三号」を加える。

第七条の十三第一項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除 の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第七条の十九第三項中「この条及び次条」を「この節」に改める。

第九條の十五第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市 町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「当該額のうち、賦課期日現在において指定都市の区 域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下 この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額 の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改め、同項の表の前に次の各号を加える。

一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額
二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対 して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。を当該指定都市以外 の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額
第九條の二十三第二項中「こと」を削り、「各年度に」を「当該年度に」に、「当該年度の」を「そ の」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に、「係る額を」 を「係る額を」に、「において、当該」を「において」に改める。
第十八條及び第十九條を次のように改める。
第十八條 削除
第十九條 削除
（法第七十二条の五第一項第五号の農業協同組合連合会）
第十九條 法第七十二条の五第一項第五号に規定する農業協同組合連合会が政令で定めるものは、 法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。
第二十條を削り、第二十條の二を第二十條とし、第二十條の二の二を第二十條の二とし、第二十 條の二の三を第二十條の二の二とし、第二十條の二の四を第二十條の二の三とする。
第二十條の二の五第一項中「第二十條の二の二第一項」を「第二十條の二第一項」に改め、同条 第二項中「第二十條の二の二第二項」を「第二十條の二第二項」に改め、同条を第二十條の二の四 とする。

一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額
二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対 して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。を当該指定都市以外 の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額
第九條の十五第二項中「こと」を削り、「各交付時期に」を「当該交付時期に」に改め、「金額を」 の下に「その」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に、「係 る額を」を「係る額を」に、「において、当該」を「において」に改め、同条第四項中「規定する交 付時期」を「規定する各交付時期」に改め、「こと」を削り、同条第五項中「事項は」を「事項は、」 に改める。

第九條の十九第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市 町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「当該額のうち、賦課期日現在において指定都市の区 域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下 この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額 の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）を加え、「個人の道府県民税の額」 を「基準道府県民税額」に改め、同項の表の前に次の各号を加える。
一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額
二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対 して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。を当該指定都市以外 の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額
第九條の十九第二項中「こと」を削り、「各交付時期に」を「当該交付時期に」に改め、「金額を」 の下に「その」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に、「係 る額を」を「係る額を」に、「において、当該」を「において」に改め、同条第四項中「規定する交 付時期」を「規定する各交付時期」に改め、「こと」を削る。

第九條の二十三第一項中「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「当該額のうち、 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の 総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」とい う。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。） を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改め、同項に次の各号を加える。
一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額
二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者 に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。を当該指定都市以外 の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額
第九條の二十三第二項中「こと」を削り、「各年度に」を「当該年度に」に、「当該年度の」を「そ の」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に、「係る額を」 を「係る額を」に、「において、当該」を「において」に改める。

第十八條及び第十九條を次のように改める。
第十八條 削除
第十九條 削除
（法第七十二条の五第一項第五号の農業協同組合連合会）
第十九條 法第七十二条の五第一項第五号に規定する農業協同組合連合会が政令で定めるものは、 法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。
第二十條を削り、第二十條の二を第二十條とし、第二十條の二の二を第二十條の二とし、第二十 條の二の三を第二十條の二の二とし、第二十條の二の四を第二十條の二の三とする。
第二十條の二の五第一項中「第二十條の二の二第一項」を「第二十條の二第一項」に改め、同条 第二項中「第二十條の二の二第二項」を「第二十條の二第二項」に改め、同条を第二十條の二の四 とする。

第七十三條の二十四第二項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第七十三條の二十四第三項及び第四項	土地に	土地に対応する仮換地等に
第七十三條の二十八第一項	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるもののうち
	の上	に対応する仮換地等の上

第三十九條の十一中「に掲げるとおり」を「各号のいずれにも該当すること」に改め、同条第一号イ中「においては」を「には」に改め、同条第四号中「において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「第二十二條の二十八第一項」に改め、「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三條の七中「すべて」を「いずれにも」に改め、同条第二号ロ中「以下この号」を「ホ」に改め、同条二中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）」若しくは「昭和三十二年法律第三十七号」の下の「第十四條」を加え、「において準用する場合を含む。）」を「第十二條において準用する場合を含む。）」若しくは「法第二十二條の二十八第一項」に改め、「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三條の八第六号中「せず」を「せず、」に改め、同条第十二号中「第四百四十四條の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二條の二十八第一項」に改め、同条第十四号中「しない」を「しなかつた」に改める。

第四十三條の九第六号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）」若しくは「関税法（とん税法）」を「国税通則法第五十七條第一項、関税法第三百三十八條第一項（とん税法第十四條）」において準用する場合を含む。の」を「第十二條において準用する場合を含む。）」若しくは「法第二十二條の二十八第一項の」に改め、「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三條の十中「に掲げる」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同条第五号中「せず」を「せず、」に改め、同条第十一号中「第四百四十四條の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二條の二十八第一項」に改め、同条第十三号中「しない」を「しなかつた」に改める。

第四十三條の十五第一項、第七項及び第十三項中「においては」を「には」に改め、同条第十五項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条第三号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）」若しくは「関税法（とん税法）」を「国税通則法第五十七條第一項、関税法第三百三十八條第一項（とん税法第十四條）」において準用する場合を含む。の」を「第十二條において準用する場合を含む。）」若しくは「法第二十二條の二十八第一項の」に改め、「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同条第五号中「場合」を「とき」に改め、同条第十六項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条第三号中「場合」を「とき」に改める。

第四十六條の二「第二百九十二條第一項第九号」を「第二百九十二條第一項第十号」に改める。

第四十六條の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から第四十八條の六の二までにおいて「前年」という。）」に改める。

第四十六條の二の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十六條の三の見出し中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第一項中「規定する控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者」に、「規定によつて」を「規定により」に改め、同項ただし書き中の「定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十七條の三の見出し中「に規定する」を「の」に改め、同条第一号中「市町村」を「法第九十五條第三項の市町村」に、「法第九十五條第三項」を「同項」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十八條の六第二項中「第三百十四條の二第一項第一号」を「第三百十四條の二第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「については、次に定めるところによる」を「については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、同項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、その」を「場合、その」に改め、「の親族とする。）」を削り、同項第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、次に定めるところによる」を「場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」に改め、同号イ中「場合には、その」を「場合、その」に改め、「の親族とする。）」を削り、同号ロ中「場合には、これらの」を「場合、これらの」に改め、「の親族とする。）」を削る。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條の十五の三第二項	同条第八項第三号	法第三百十四條の二第八項第三号
第七條の十五の三第三項	同条第八項第四号	法第三百十四條の二第八項第四号
第七條の十五の四第一号	第三十四條第一項第五号ロ	第三百十四條の二第一項第五号ロ
第七條の十五の四第二号	第三十四條第八項第三号	第三百十四條の二第八項第三号
第七條の十五の五第一号	第三十四條第八項第一号イ	第三百十四條の二第八項第一号イ
第七條の十五の五第二号	第三十四條第八項第一号ハ	第三百十四條の二第八項第一号ハ
第七條の十五の六各号	第三十四條第一項第五号の三	第三百十四條の二第一項第五号の三
第四十八條の七第三項中「要件について」の下に「それぞれ」を加え、同項後段を次のように改める。		
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。		
第七條の十五の九第四項	同項第一号ハ	法第三百十四條の二第八項第一号ハ
第七條の十五の十二第一号	第三十四條第八項第一号イ	第三百十四條の二第八項第一号イ
第七條の十五の十二第二号	第三十四條第八項第一号ロ	第三百十四條の二第八項第一号ロ

(抜粋)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年九月十五日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

政令第二百三十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)の一部の施行に伴い、及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二十二」を「第六條の二十二の十三」に改め、「第六十條」を削る。

第六条の十四第一項中「第七百六條の二第二項において」の下に「その」を加え、同項第一号中とする。を削り、同条第二項中「第七十三條の二第八項」を「第七十三條の二第九項」に改める。

第六条の十七第一項第四号中「で条例」を「であつて、条例」に改め、同条第二項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 軽油引取税

第六条の十七第二項第九号中「で条例」を「であつて、条例」に改める。

第六条の二十二中「前条まで」の下に「及び次条から第六條の二十二の十三まで」を、「及び」の下に「第一章第六節の規定並びに」を加える。

第一章中第六條の二十二の次に次の十二條を加える。

(領置物件等の封印等)

第六条の二十二の二 当該徴税吏員(法第二十二條の三第一項に規定する当該徴税吏員をいう。以下この章において同じ)は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え(法第二十二條の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この章において同じ)をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項等)

第六条の二十二の三 法第二十二條の四第四項に規定する許可状(以下この条において「許可状」という)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 犯則嫌疑者の氏名

二 罪名及び犯則事実の要旨

三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録(法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六号及び第六條の二十二の七第二項において同じ)及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

四 請求者の官職氏名

五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六 法第二十二條の四第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七 日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2 当該徴税吏員は、参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合に、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 当該徴税吏員は、郵便物、法第二十条第四項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの(犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く)の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件(法第二十二條の三第一項に規定する犯則事件をいう。第六條の二十二の十三において同じ)に關係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(間接地方税の範囲)

第六条の二十二の四 法第二十二條の七第一項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一 道府県たばこ税

二 ゴルフ場利用税

三 軽油引取税

四 市町村たばこ税

五 入湯税

六 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

(領置目録等の記載事項)

第六条の二十二の五 当該徴税吏員は、法第二十二條の十五の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録に、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(領置物件等の処置)

第六条の二十二の六 当該徴税吏員は、法第二十二條の十六第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他当該徴税吏員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

2 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件又は差押物件(以下この条及び第六条の二十二の十二において「領置物件等」という)を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量

二 公売の日時、場所、方法及び事由

三 買受代金の納付の期限

四 保証金に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、公売に關し必要な事項

3 法第二十二條の十六第二項の規定による公売については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、国税徴収法第五節第三節第二款(第九十六条を除く)の規定の例による。

4 法第二十二條の十六第二項の規定により公売に付される領置物件等については、徴税吏員及びその所有者は、直接であると同接であると問わず、買い受けることができる。

5 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件等の売却代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害關係者にその旨を通知するものとする。

(還付の公告等)

第六条の二十二の七 法第二十二條の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第二十二條の十七第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件(以下この項において「還付物件」という)を還付することができる旨

二 還付物件の品名及び数量

三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、還付物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する旨

(製造たばこに係るたばこ税の税率の特例)
 第四十八条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たに税法第十一条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき五千八百二元
 二 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき六千三百二元

2 次の各号に掲げる期間内に、特定販売業者(新たな税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第五十一条第六項において同じ。)以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たに税法第十一条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき一万二千四百二十四円
 二 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき一万三千四百二十四円
 (未納税移出等に係る経過措置)

第四十九条 平成三十年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三級品(附則第五十一条第一項及び第三百三十一条第二項において「紙巻たばこ三級品」という)を除く)で、新たに税法第十二条第三項(新たな税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る新たな税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

2 平成三十一年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たに税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

3 平成三十二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たに税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

4 平成三十三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たに税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第三号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

5 平成三十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たに税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たに税法第十条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

第六十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項第一号又は第二項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)
 第五十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項第一号又は第二項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

たばこ税法第十三条第一項
 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第十一條 第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項
 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九号) 第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第九号) 第四條において準用する場合を含む)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九号) 第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第九号) 第四條において準用する場合を含む)

追徴の規定
 同条第七項
 同条第五項
 同条第四項

同条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項 第四十六條第二項又は第七條第四項

同条第四項
 同条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項 第四十六條第二項又は第七條第四項

同条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項 第四十六條第二項又は第七條第四項

同条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項 第四十六條第二項又は第七條第四項

同条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項 第四十六條第二項又は第七條第四項

同条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項 第四十六條第二項又は第七條第四項

同条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項 第四十六條第二項又は第七條第四項

第十條のうち租税特別措置法第六十八條の十の改正規定中「中」を「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を削る。

第十條中租税特別措置法第六十八條の十三第八項及び第九項の改正規定を削る。

第十條のうち租税特別措置法第六十八條の十五の二第七項の改正規定及び同法第六十八條の十五の三十項の改正規定中「百分の四・四」を「百分の十・三」に削る。

第十條中租税特別措置法第六十八條の十五の四第十二項の改正規定を削る。

第十三條中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五條の二第十二項の改正規定、同法第二十五條の二の二第八項の改正規定、同法第二十五條の二の三第八項の改正規定、同法第二十五條の三の二第四項の改正規定、同法第二十五條の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五條の三の三第四項の改正規定を削る。

附則第一條第七号の三及び二を次のように改める。

八及び二 削除

附則第三十五條の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同條第一項中「長期割賦販売等」につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等を「リース譲渡」所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第五十條第二項において「三十年改正法」という。）第五條の規定による改正前の消費税法第六條第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四十四條第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十條第二項において同じ。）第十六條第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡に「賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等」を「リース譲渡のうち三十一年適用日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分」に改める。

附則第五十條第二項中「長期割賦販売等」につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等を「リース譲渡（三十年改正法第五條の規定による改正前の消費税法第六條第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法第六條第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡に「賦払金に係る」を「リース譲渡のうち三十五年施行日以後に行つたものとみなされる」に改める。

附則第七十條の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同條第一項中「第十二項及び第十三項を除く。」を削り、同條第三項を削る。

附則第一百一十條中「第十項を除く。」を削り、「は、連結法人の連結親法人事業年度」の下に「法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。」を加える。

附則第一百二十二條中「平成三十一年一月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第一百三十三條中「第六項を除く。」を削る。

附則第一百四十三條の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同條第二項を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五條中消費税法第六十四條の改正規定及び同法第六十七條第二項の改正規定並びに附則第三百十九條の規定、公布の日から起算して十日を経過した日

二 第十五條中租税特別措置法第九十條の二第四項の改正規定、同法第九十條の十三の改正規定及び同法第九十條の十四の改正規定、平成三十年五月一日

三 次に掲げる規定、平成三十年十月一日

イ 第六條の規定（同條中たばこ税法第十二條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定及び同法第十四條の改正規定を除く。）並びに附則第四十六條から第五十一條まで、第三百三十條、第三百三十一條及び第三百三十五條（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十條、第五十一條第四項、第五十二條第十二項及び第十三項、第三百三十三條並びに第三百五十五條の改正規定に限る。）の規定

第十五條中租税特別措置法第八十八條の二の改正規定（同條第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

次に掲げる規定、平成三十一年一月一日

イ 第一條中所得税法第二條第一項第八号の四の改正規定、同法第九十五條の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）、同法第六十二條の改正規定及び同法第六十五條の六第五項の改正規定並びに附則第三條、第十條及び第十二條の規定

ロ 第二條中法人税法第二條第十二号の十九の改正規定、同法第六十九條の改正規定、同法第三十九條の改正規定、同法第四十四條の二第五項の改正規定、同法第四十四條の六第一項ただし書の改正規定及び同法第四十九條第一項ただし書の改正規定並びに附則第二十一條、第二十九條及び第三十八條の規定

ハ 第十一條中国税通則法第五十五條の改正規定

ニ 第十二條の規定及び附則第五十四條の規定

ホ 第十三條の規定及び附則第五十五條の規定

ヘ 第十四條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一條第四項の表国税徴収法の項の改正規定

ト 第十五條中租税特別措置法第五條の二第七項第四号及び第五條の三第四項第四号の改正規定、同法第九條の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定（同條第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同條第九項に係る部分（平成十四年法律第五十一号）を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十條の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十條の三の二第二十項の改正規定、同法第四十條の三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十條の三の三第二十一項の改正規定、同法第四十一條の二十二の三第七項第四号の改正規定、同法第四十二條の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定（同條第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二條の三の三第四項の改正規定、同法第六十六條の四第二十五項の改正規定、同法第六十七條の十六の改正規定並びに同法第六十八條の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四條、第七十六條、第八十四條、第九十條及び第九十二條の規定

次に掲げる規定、平成三十一年四月一日

イ 第二條中法人税法第四條の三第十二項の改正規定

ロ 第十五條中租税特別措置法第六十七條の五第一項の改正規定（中小企業者又は）を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に改める部分に限る。及び同法第六十八條の百二の二第二項の改正規定（中小連結法人）の下に「同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。」を加える部分に限る。）

次に掲げる規定、平成三十二年一月一日

イ 第一條中所得税法第二條第一項の改正規定（同項第八号の四に係る部分及び同項第四十一号に係る部分を除く。）、同法第二十一條第一項第五号の改正規定、同法第二十八條第三項の改正規定、同法第三十五條第四項の改正規定、同法第五十七條の二第二項の改正規定、同法第八十三條第一項第一号の改正規定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十六條第一項の改正規定、同法第九十三條及び第九十四條の改正規定、同法第九十五條第一項の改正規定、同法第九十五條の六第一項の改正規定、同法第九十五條の五の二の次に一條を加える改正規定、同法第九十五條の六第六項の改正規定、同法第九十六條の五の二の次に一條を加える改正規定、同法第九十九條第一項の改正規定、同法第九十九條の二第一項第一号イの改正規定、同法第九十九條の二の改正規定、同法第一百零二條第一号イの改正規定、同法第一百零二條の二第一項第一号イの改正規定、同法第一百零二條の二の改正規定、同法第一百零二條の三の改正規定並びに同法別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第九條及び第十三條から第十五條までの規定

(抜粋)

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第八号の四に次のただし書を加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの(国内にあるものに限る。)とする。

第二条 第一項第八号の四口を次のように改める。

ロ 非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の職務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条 第一項第三十二号中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項第三十三号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第三十三号の四中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同項第三十四号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第四十一号中「又は出国」を「又は出国」に改める。

第二十一条 第一項第五号中「配当控除」の下に「分配時調整外国税相当額控除」を加える。

第二十五条 第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第四百六十七條第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下この節において「平成三十年改正法」という。)附則第二十五条第二項
第四百六十七條第三項	第一項	平成三十年改正法附則第二十五条第二項
第四百七十五條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成三十年改正法附則第二十五条第三項の規定によつて申告書
第四百七十五條第二項	第四百七十三條第一項若しくは第二項	平成三十年改正法附則第二十五条第三項
第四百七十五條第二項及び第四百七十八條第四項	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十年改正法附則第二十五条第三項
第四百八十一條第一項	第四百七十三條第一項、第二項若しくは第四項	平成三十年改正法附則第二十五条第三項
第四百八十一條第一項	経過する日	経過する日(当該経過する日が平成三十三年三月三十一日前である場合には、同日)

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所(ことに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。)

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による市町村たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができ、この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、三十二年十月新法の規定中市町村たばこ税に関する部分(三十二年十月新法第四百六十七條第一項、第四百六十八條、第四百六十九條、第四百七十三條、第四百七十四條及び第四百七十七條の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七條の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこ税につき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三條第一項から第三項まで又は第五項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 平成三十二年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、割合に百分の百十を乗じて得た割合」とする。

2 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

第四百八十一條第二項	第四百七十三條第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十五条第五項
第四百八十二條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十五条第五項
第四百八十二條第一項	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十五条第五項の納期限
第四百八十二條第一項	申告書	申告書又は修正申告書
第四百八十二條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項の	当該
第四百八十二條第一項	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十五条第五項の納期限
第四百八十二條第一項	修正申告書に	平成三十年改正法附則第二十五条第五項の納期限後に提出した修正申告書に
第四百八十二條第三項	修正申告書を	当該

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（新法第四百六十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条から附則第二十六条までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による市町村たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十條第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一條第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合において、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（新法第四百六十七條第一項、第四百六十八條、第四百六十九條、第四百七十三條、第四百七十四條及び第四百七十七條の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百六十七條第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第二十三條第二項
第四百六十七條第三項	第一項	平成三十年改正法附則第二十三條第二項
第四百七十五條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成三十年改正法附則第二十三條第三項の規定によつて申告書
第四百七十五條第二項	第四百七十三條第一項若しくは第二項	平成三十年改正法附則第二十三條第三項
第四百七十五條の二及び第四百七十八條第四項	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日
第四百八十條第一項	第四百七十三條第一項第四項若しくは第一項	平成三十年改正法附則第二十三條第三項
第四百八十一條第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成三十一年四月一日前である場合には、同日）

第四百八十一條第二項	第四百七十三條第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十三條第五項
第四百八十二條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十三條第五項
第四百八十二條第二項	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十三條第五項の納期限
第四百八十二條第三項	申告書	申告書又は修正申告書
第四百八十二條第一項	第四百七十三條第一項又は第二項	当該
第四百八十二條第二項	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十三條第五項の納期限
第四百八十二條第三項	修正申告書	平成三十年改正法附則第二十三條第五項の納期限後に提出した修正申告書
第四百八十二條第一項	修正申告書を	当該
第四百八十二條第三項	若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項	平成三十年改正法附則第二十三條第五項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡し製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七條の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付を併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三條第一項から第三項まで又は第五項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 平成三十年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。

24 次項に定めるものを除き、附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

25 平成三十一年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百九を乗じて得た割合」とする。

26 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第四百六十四條第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一條第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されたこととなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

9 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第二項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧敷地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法附則第十九条の二、第十九条の二の二及び第二十二條第二項から第十一項までの規定は、平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 施行日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項、第四十五項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項、第四十五項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中、「第四十五項及び第四十八項」とあるのは、「及び第四十五項」とする。

第二十一条 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に第二条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第四十三項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等）
第二十二條 市町村は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税において、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成三十年から平成三十二年までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものを（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成三十年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で平成三十一年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十一年度の宅地等」という。）、又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で平成三十二年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十二年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が平成三十年度の宅地等にあっては平成二十九年、平

成三十一年度の宅地等にあっては平成三十年度、平成三十二年度の宅地等にあっては平成三十一年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成三十年度の宅地等にあっては平成三十年度分、平成三十一年度の宅地等にあっては平成三十一年度分、平成三十二年度の宅地等にあっては平成三十二年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4 第一項の場合には、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）、又は同条第一項に規定する非住宅用地である部分（以下この項において「非住宅用地である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）
第二十三條 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）以下この条から附則第二十六条までにおいて「売渡し等」という。）が行われた旧法第四百六十四条第一号に規定する製造たばこ（平成二十七年改正法附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売するため所持する地方税法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第二十六条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は新法第四百六十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この条から附則第二十六条までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)
第十條 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十二條中「に読み替えるもの」を削り、同條の表税理士法(昭和二十六年法律第二百三十三号)の項中

第八條第一項第六号	事業税	事業税(地方法人特別税を含む)
第三十三條第五項	第七十二條の三十五	第七十二條の三十五(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第二十一條において準用する場合を含む)

第七号)の項中

第八條第一項第六号

事業税

事業税(地方法人特別税を含む)

に改める。

第三十條 削除

第十一條 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

(申告の特例)

第二十一條 第十一條の規定により地方税法第七十二條の二十五、第七十二條の二十六、第七十二條の二十八、第七十二條の二十九又は第七十二條の三十三の規定による法人の事業税に係る申告書と併せて提出しなければならない第十一條の規定による申告書の提出については、地方税法第七百四十七條の二第一項に規定する地方税関係申告等とみなして、同條の規定を適用する。

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第十二條 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

(収納の特例)

第二十一條の二 第十二條の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならぬ地方法人特別税並びに第十條の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七條の五の二の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法第七十二條の百九第二項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第一條中地方税法第七十四條の改正規定、同法第七十四條の三の次に一條を加える改正規定、同法第七十四條の四、第七十四條の五及び第四百六十四條の改正規定、同法第四百六十六條の次に一條を加える改正規定並びに同法第四百六十七條及び第四百六十八條の改正規定並びに第七條

(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二條第三項から第六項まで、第八項、第九項及び第十一項並びに第二十條第五項の改正規定を除く。)並びに附則第十條及び第二十三條の規定 平成三十年十月一日

三 第一條中地方税法第九條の七第一項ただし書、第二十三條第一項第十八号、第四十五條の二第一項、第五十五條の二第一項、第七十二條第五号、第七十二條の三十九の二第一項、第二百九十二條第一項第十四号、第三百七十七條の二第一項及び第三百二十一條の十一の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十四條の二第三項及び第六項の改正規定並びに第九條(次号及び第七号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第一項及び第六項から第九項まで並びに附則第六條第二項から第八項まで、第十七條第一項及び第六項から第九項まで並びに第三十七條の規定 平成三十一年一月一日

四 第二條、第九條中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十條第三項の改正規定及び第十一條並びに附則第三條、第七條、第二十一條、第三十四條及び第三十五條の規定 平成三十一年四月一日

五 第三條(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十二條並びに附則第十一條及び第二十四條の規定 平成三十一年十月一日

六 第二條中地方税法第二十三條第一項、第五十三條第十五項、第二百九十二條第一項及び第三百二十一條の八第十五項の改正規定並びに同法附則第四十八條の改正規定並びに附則第四條及び第十八條の規定 平成三十二年一月一日

七 第四條(次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九條中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條第一項ただし書の改正規定、同條第五項の改正規定(第七十二條の三十三第三項)を「第七十二條の三十三第三項」に改める部分に限る。及び同法第四十條第五項の改正規定(第七十二條の三十三第三項)を「第七十二條の三十一第三項」に改める部分に限る。並びに附則第五條第二項、第八條、第九條及び第十九條第二項の規定 平成三十二年四月一日

八 第四條中地方税法第七十四條の四第三項、第七十四條の五、第四百六十七條第三項及び第四百六十八條の改正規定並びに附則第十二條及び第二十五條の規定 平成三十二年十月一日

九 第四條中地方税法第二十三條第一項、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二及び第二項、第三十七條、第二百九十二條第一項、第二百九十五條第一項第二号、第三百十四條の二第一項第十号の二及び第二項並びに第三百十四條の六の改正規定並びに同法附則第三條の三第一項の改正規定(得た金額)の下に「十万円を加算した金額を加える改正規定に限る。並びに同條第二項、第四項及び第五項の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十九條第一項の規定 平成三十三年一月一日

十 第五條並びに附則第十三條及び第二十六條の規定 平成三十三年十月一日

十一 第六條並びに附則第十四條及び第二十七條の規定 平成三十四年十月一日

十二 第一條中地方税法附則第八條第十五項を同條第十七項とし、同項の前に二項を加える改正規定並びに同法附則第十五條に三項を加える改正規定(同條第四十七項に係る部分に限る。)並びに次条第三項及び第四項並びに附則第十七條第三項及び第四項の規定 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日

十三 第一條中地方税法附則第十一條に二項を加える改正規定(同條第十五項に係る部分に限る。)及び同法附則第十五條に三項を加える改正規定(同條第四十八項に係る部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

十四 第一條中地方税法第七十三條の四第一項第二号の改正規定並びに同法附則第十一條に二項を加える改正規定(同條第六項に係る部分に限る。)及び同法附則第十五條第四十三項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

十五 第一條中地方税法第七十三條の十四第四項及び第三百四十九條の三第三十一項の改正規定 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項については、前三条

又は第七十二条の八十八第一項若しくは第二項及び第七十二条の八十七並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段

第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項)において、機軸として、総務省令で定める方法により、課税通知書の知事(前条第二項)の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事(第三項)において、同じ)に

第七百六十二条第二号の二	第七百六十二条第一号の機構	同項の国税庁
第七百六十二条第二号の二	電子計算機(入出力装置を含む)	電子計算機
第四項及び第三項	同項に規定する課税課税道府県の知事	税務署長
第四項		

附則第四十一条第二項中「第十項」を「第十二項」に改める。

第五条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十四条の四第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六を」を「〇・八に改める。

第七十四条の五中「千円」を「千七百元」に改める。

第四百六十七条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六を」を「〇・八に改める。

第四百六十八条中「六千二百二十円」を「六千五百五十二円」に改める。

第六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十四条の三の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第七十四条の四第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「一次」に改め、紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第四百六十六条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第四百六十七条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「一次」に改め、紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「は、二十八年新法を」を「は、地方税法」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項及び第五項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第六項中「道府県」を「都道府県」に改め、同条第八項中「道府県」を「都道府県」に改める。

に、「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第九項及び第十一項中「道府県において」を「都道府県において」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同条第十五項の表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十六項の表第七項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「平成三十一年四月三十日」に改め、同条第十七項の表第八項の項中「平成三十一年十一月三十日」を「平成三十一年七月三十一日」に改め、同条第十八項の表第九項の項中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第十九項の表第十項の項中「平成三十一年一月三十一日」を「平成三十一年五月三十一日」に改め、同条第二十項の表第十一項の項中「平成三十一年二月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第二項中「は、二十八年新法を」を「は、地方税法」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項及び第五項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第六項中「道府県」を「都道府県」に改め、同条第八項中「道府県」を「都道府県」に改める。

に、「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第九項及び第十一項中「道府県において」を「都道府県において」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同条第十五項の表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十六項の表第七項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「平成三十一年四月三十日」に改め、同条第十七項の表第八項の項中「平成三十一年十一月三十日」を「平成三十一年七月三十一日」に改め、同条第十八項の表第九項の項中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第十九項の表第十項の項中「平成三十一年一月三十一日」を「平成三十一年五月三十一日」に改め、同条第二十項の表第十一項の項中「平成三十一年二月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十四項(見出しを含む)中「平成二十八年度から平成三十年度まで」を「平成三十一年度から平成三十三年度まで」に改める。

第九条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正(法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(国内事業所等に関する地方税法の特例)

第四条の三 外国居住者等については、地方税法第二十三条第一項第十八号中「次に掲げるものを」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四十四号)第二条第六号に規定する国内事業所等」と、同法第七十二条第五号及び第二百九十二条第一項第十四号中「次に掲げるものを」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第六号に規定する国内事業所等」として、地方税法及びこれに基づく命令の規定並びにこの章の規定を適用する。

第八条第三項第二号中「昭和三十七年法律第四十四号」を削る。

第二十九条第一項中「に該当する恒久的施設」を削り、「当該恒久的施設」を「当該国内事業所等」に改め、同項ただし書中「恒久的施設」を「国内事業所等」に改め、同条第二項中「に該当する恒久的施設」を削り、「当該恒久的施設」を「当該国内事業所等」に改め、同項ただし書中「恒久的施設」を「国内事業所等」に改める。

第三十八条第一項中「恒久的施設」及び「に該当するもの」に限る。以下この条及び第四十条第五項において「特定恒久的施設」という「を削り」と特定恒久的施設を「国内事業所等」に改め、同項ただし書中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改め、同条第三項中「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に改め、同条第五項中「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第四十条第三項中「第三百二十一条の七の十二第二項」を「第三百二十一条の七の十三第二項」に改め、同条第五項中「恒久的施設」を「国内事業所等」に、「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合は、
 合 十五万円
 第三百十四条の二第十項中「とあるのは、「前年の」を「が」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額」に改め、規定する合計所得金額の下に「をいう。以下この号において同じ。」が」と、「かつ」とあるのは「かつ、前年の」を加える。

第三百十四条の六中「市町村は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「五十五万円」に改め、同項(中)「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。
 第三百十七条の六第五項第一号中「次項第一号及び第三百二十一条の四第七項」を「以下この節に改め、同条第九項中「第三百二十一条の四第九項」の下に「及び第三百二十一条の八第四十五項」を加える。

第三百二十一条の八第四十二項を同条第四十六項とし、同条第四十一項の次に次の四項を加える。
 42 特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十四項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第四十四項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市町村民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十四項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十四項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により市町村長に提供することにより、行わなければならない。

43 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。
 一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
 二 保険業法に規定する相互会社
 三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）
 四 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

44 第四十二項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。
 45 第四十二項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市町村長に到達したものとみなす。
 第四百六十七條第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。
 第四百六十八條中「五千六百九十二円」を「六千二百二十二円」に改める。
 第七百四十七條の三第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。
 一 第五十三條第四十六項の規定による同項の申告
 二 第七十二條の三十二第一項の規定による同項の申告
 三 第七十二條の八十九の二第一項の規定による同項の申告
 第七百四十七條の三第一項に次の一号を加える。
 七 第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

第七百六十二条第二号ロ(1)を次のように改める。

(1) 第五十三條第四十六項及び第四十九項、第七十二條の三十二第一項及び第四項、第七十二條の八十九の二第一項及び第三項、第三百十七條の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、及び第九項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項の規定
 附則第三条の三第一項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第三条の二第二項から第十一項まで、附則第五条から第三十五條の三の二まで、附則第三十五條の三の三第一項及び第六項、附則第三十五條の四から第四十四條まで並びに附則第四十五條において「前年」という。）に改め、得た金額」の下に「十万円を加算した金額」を加え、同条第二項、第四項及び第五項中「数を乗じて得た金額」の下に「十万円を加算した金額」を加える。
 附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号並びに第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。
 附則第九条第十七項中「第七十二條の三十三第二項」を「第七十二條の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

22 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金額に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第六條第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金額に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二條の二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二條の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。
 附則第九条の二の二第一項及び第二項中「第七十二條の三十三第二項」を「第七十二條の三十一第二項」に改める。
 附則第九条の五中「及び第七十二條の八十九」を「第七十二條の八十九及び第七百四十七條の三第一項第三号」に改め、同条後段を次のように改める。
 この場合において、第七十二條の八十七各項並びに第七十二條の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二條の八十七、第七十二條の八十八第一項及び第二項前段、第七十二條の八十九の二並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二條の八十七第一項	第七十二條の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県（以下この款において「譲渡割課税道府県」という。）の知事	譲渡割課税道府県の知事	税務署長
第七十二條の八十七第二項及び第三項並びに第七十二條の八十八第一項及び第二項前段	譲渡割課税道府県の知事	譲渡割課税道府県の知事	税務署長
第七十二條の八十九の二第二項	第七十二條の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	第七十二條の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	第七十二條の八十八第一項及び第二項

（ ）は、前三条

第七十二条の三十三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第七十二条の三十一とし、同条の次に次の一条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

- 第七十二条の三十二 特定法人である内国法人は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条第二項若しくは第三項の規定により、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第三項の規定による修正申告書(以下この款において「申告書」という。)又は前条第二項若しくは第三項の規定による「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(第三項において「添付書類記載事項」という。)を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第四項において「機構」という。)を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により事務所又は事業所所在地の道府県知事に提供することにより、行わなければならない。
- 2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 1 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超えらるる法人
 - 二 保険業法に規定する相互会社
 - 三 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)
 - 四 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

- 3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 4 第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

第七十二条の三十三の第二項中「前条第二項若しくは第三項の規定による」及び「(以下この款において「修正申告書」という。)」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による」及び「(以下この款において「申告書」という。)」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条第七十二条の三十三とする。

第七十二条の三十九の第二項及び第七十二条の三十九の四第一項中「第七十二条の三十三第三項を」第七十二条の三十一第三項に改める。

第七十二条の四十五第一項及び第三項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。
第七十二条の四十六第一項、第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。
第七十二条の四十七第一項から第四項まで及び第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の七十八第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項第一号中「国内」の下に「この法律の施行地をいう。以下この項において同じ。」を加え、同条第四項中「この節」の下に「(第七十二条の八十九の二を除く。)」を加える。

第七十二条の八十七第一項中「にあつては」を「には」に、「本条及び次条」を「この款に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改める。

第七十二条の八十九の次に次の一条を加える。
(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例)

- 第七十二条の八十九の二 特定法人(消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。)である事業者(第七十二条の八十七各号、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項の事業者に限る。)は、前三条の規定により、第七十二条の八十七各号、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書」という。)により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、総務省令で定めるところにより、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という。)を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事(前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ。)に提供することにより、行わなければならない。
- 2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡割課税道府県の知事に到達したものとみなす。

第七十二条の九十四第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「第七十二条の八十七第一項に規定する」を削る。
第七十二条の九十四の五中「九百三十円」を「千円」に改める。
第七百七十七条の十二中「平成十四年法律第五十一号」を削る。
第二百九十二条第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。
第二百九十四条第一項及び第七項中「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「この節」の下に「(第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項までを除く。)」を加える。
第二百九十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「二百二十五万円」を「三百五十万円」に改める。

第三百二十二条第三項第四号中「第三百二十一条の八第十九項」の下に「及び第四十三項第一号」を加える。
第三百二十四条の二第一項第十号の二中「二百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万円」を「九十三万円」に改め、同号イ(3)中「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「市町村は」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円
- 二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 二十九万円

第八百二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七百六十五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二 第七百六十六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第七百七十三条第三項、第七百七十六条第四項、第七百八十三条第一項又は第七百九十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第七百八十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第七百八十三条第三項又は第七百九十二条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第七百九十三条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七 第七百九十三条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

八 第七百九十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八百三条 第七百六十七條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十五条中第四十三項を削り、第四十四項を第四十三項とし、第四十五項から第四十八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十条 第一項第四号イ中「第九條の二第四項」の下に、「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第七十條」を「第六十九條の二(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む)及び第七十條」に改め、同号ロ中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第四百四十四條の二」を「第四百四十四條の二及び第四百四十四條の二の二(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む)」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第七十三条第十五項中「第八十一條の十八第一項第四号」を「第八十一條の十八第一項第五号」に改める。

第七十四条の四第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第二百九十二条第一項第四号イ中「第九條の二第四項」の下に、「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第七十條」を「第六十九條の二(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む)及び第七十條」に改め、同号ロ中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第四百四十四條の二」を「第四百四十四條の二及び第四百四十四條の二の二(租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む)」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第三百二十一条の八第十五項中「第八十一條の十八第一項第四号」を「第八十一條の十八第一項第五号」に改める。

第四百六十七條第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第七百四十七條の五第一項中「次条」を「第七百四十七條の六」に改める。

第七百四十七條の五の次に次の一条を加える。

(特定徴収金の収納の特例)

第七百四十七條の五の二 地方団体は、特定徴収金の収納の事務については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

2 前項の「特定徴収金」とは、法人の事業税その他の政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税義務者又は特別徴収義務者が総務省令で定める方法により納付し、又は納入するものをいう。

3 機構は、第一項の規定により行う前項に規定する特定徴収金(以下この項及び次条において「特定徴収金」という。)の収納の事務の一部を、政令で定めるところにより、特定金融機関等(第二十条の十一の二に規定する金融機関等)のうち、特定徴収金の収納の事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものをいう。)に委託することができる。

第七百四十七條の六中「前条第一項」を「第七百四十七條の五第一項」に改め、「特定地方税関係通知」の下に「並びに前条の規定により行われる特定徴収金の収納」を加える。

第七百六十二条第二号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3) 第七百四十七條の五の二の規定
第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「委託」の下に「第七百四十七條の五の二第三項の規定によるものを除き、」を加える。

附則第四十八條中「第八十一條の十八第一項第四号」を「第八十一條の十八第一項第五号」に改める。

第四条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十五條の四第一項中「本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に改め、同項第三号中「第七十二條の三十三第二項」を「第七十二條の三十三第一項」に改める。

第十七條の四第一項第一号中「決定によつて」を「決定により」に、「第七十二條の三十三第一項」を「第七十二條の三十一第一項」に、「にあつては」を「には」に、「第七十二條の三十三第三項」を「第七十二條の三十一第三項」に改める。

第二十三條第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。

第二十四條第一項及び第五項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「この節」の下に「(第七十三條第四十六項から第四十九項までを除く)」を加え、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第二十四條の五第一項中「によつて」を「により」に、「本款及び第二款」を「この款及び次款」に改め、同項第二号中「二百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三十四條第一項第十号の二中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「道府県は」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を「次各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円

二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 合 二十九万円

三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 合 十五万円

第三十四條第十項中「とあるのは、前年の」を「が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年(以下この号において「前年」という。)の合計所得金額」に改め、規定する合計所得金額の下に「をいう。以下この号において同じ」が「かつ」とあるのは「かつ、前年の」を加える。

第三十七條中「道府県は」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(中)「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第十九項」の下に「及び第四十七項第一号」を加える。

附則第十五条第三十二項第二号を次のように改める。
二 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参照して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三)を乗じて得た額

イ 特定風力発電設備(前号イに掲げるものを除く。)
ロ 特定太陽光発電設備(前号ロに掲げるものを除く。)
ハ 特定水力発電設備(第一号ハに掲げるものを除く。)
ニ 特定地熱発電設備(第一号ニに掲げるものを除く。)
ホ 特定バイオマス発電設備(総務省令で定める規模未満のもの)

附則第十五条第三十三項に次の一号を加える。
三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参照して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た額

イ 特定水力発電設備(第一号イに掲げるものを除く。)
ロ 特定地熱発電設備(第一号ロに掲げるものを除く。)
ハ 特定バイオマス発電設備(総務省令で定める規模未満のもの)

附則第十五条第三十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十項中「南海トラフ地震防災対策推進地域」の下に(第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。))を、「首都直下地震緊急対策区域」の下に(第一号において「首都直下地震防災対策推進地域」という。))を加え、「平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「限る」の下に、「以下この項において「特定償却資産」という」を加え、「償却資産」を「特定償却資産」に、「価格の三分の二の額」を「価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾港灣の第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾の第二条第三項に規定する港湾区域が同条第八項に規定する開発保全航路(同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定めるものに限る。)の区域又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの
二 前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五

附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。
46 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者(法人に限る。以下この項において「電気通信事業者」という。)で特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四十一条に規定する実施計画(同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業(以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。))の実施に関するものに限る。がつて同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四十一条の規定を受けたものが、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得(事業の用に供されたことのないもの取得に限る。))をし、かつ、同法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域内において直接当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第三項に規定する認定計画に記載された同号に規定する特定電気通信設備で政令で定めるもの(当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供されたいないものに限り。以下この項において「対象特定電気通信設備」という。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該対象特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該対象特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

47 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者(以下この項において「中小事業者等」という。)が生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。))に従って取得(事業の用に供されたことのないもの取得に限る。以下この項において同じ。))をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等(以下この項において「先端設備等」という。))に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。))を(以下この項において「機械装置等」という。)) (中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。))に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等(当該機械装置等を含む。))で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第九十九条の二第三項において準用する同法第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の規定により認可を受けた同法第九十九条の二第二項に規定する立地誘導促進施設協定(有効期間が五年以上のものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設協定」という。))に定められた同法第八十一条第八項に規定する立地誘導促進施設(同法第八十一条の規定により指定された同項に規定する都市再生推進法人が管理するものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設」という。))の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の一月一日(当該認可を受けた日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度(当該特定立地誘導促進施設協定に定められた事項の変更により新たに追加された特定立地誘導促進施設にあつては、当該変更の日(当該変更の年の翌年の一月一日) (当該変更の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度) から三年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が十年以上である場合には、五年度分)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、附則第十五条の八第三項及び第五項を「附則第十五条の八第一項及び第三項」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、「(区分所有に係る住宅)」の下に「(区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。))」を加え、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「及び附則第十五条の八第一項を削り、若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の八第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の九第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の十第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の十二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の十三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の十四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の十五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十二条の二の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「又は第五項」及び「附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する」を削り、同条第五項及び第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「三分の一」を「二分の一」に、「六分の一以上二分の一以下」を「三分の一以上三分の二以下」に、「施設が」を「処理施設が」に改め、同項第二号中「次号において」を「中小事業者等」という、「を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。）で総務省令で定めるもの 次に掲げる産業廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（石綿が含まれていないものその他これに類するものとして総務省令で定めるものに限る。）の処理の用に供する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 二分の一

ロ イに掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 三分の一

附則第十五条第二項第六号を削り、同項第七号中「設置した」の下に「同法第十二条第一項に規定する」を加え、「施設が」を「除害施設が」に改め、同号を同項第六号とし、同条第三項中「又は平成二十九年年度」を「から平成三十一年年度までの間」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に、「二分の一」を「三分の二」に、「あつては」を「には」に改め、同条第九項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十二項中「平成二十九年年度」を「平成三十二年年度」に改め、同条第十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「又は都市計画税」を削り、「第三百四十九条の二又は第七百二条第一項」を「又は第三百四十九条の二」に、「平成二十八年年度分及び平成二十九年年度分」を「平成三十年年度分及び平成三十一年年度分」に、「八分の七」を「十分の九」に改め、同条第二十三項中「平成二十八年年度分及び平成二十九年年度分」を「平成三十年年度分及び平成三十一年年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」の期間（以下この項において「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第五十六条第一項の規定により指定された同項に規定する指定避難施設（第一号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による」を「同法第六十二条第一項に規定する」に、「同法第六十二条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「協定避難施設」の下に「指定避難施設」という。）を加え、家屋（以下この項を「家屋（第三号）」に改め、掲げる）の下に「指定避難施設避難用部分又は」を加え、当該各号に定める年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」を、「当該各号に定めるところによる」に改め、同項第二号中「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定

める割合を乗じて得た額とする」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「の属する年の翌年の一月一日（当該締結した日）を（以下この号及び次項において「締結日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該締結日）」を「から当該管理協定を締結した日」を「から当該締結日」に改め、「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 指定避難施設避難用部分 指定避難施設として指定された日（以下この号及び次項において「指定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定日が一月一日である場合には、同日。以下この号において同じ。）を賦課期日とする年度から当該指定日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条第三十項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」の間に締結された津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による管理協定に係る同法第六十二条第二項第一号に規定する「指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるもの（指定日以後に取得されるものに限る。第一号において「指定避難用償却資産」という。）又は」に、「当該管理協定を締結した日」を「締結日」に改め、「限る」の下に「第二号において「協定避難用償却資産」という。）（以下この項において「特定避難用償却資産」という。）を加え、「償却資産」を「特定避難用償却資産」に、「あつては、当該」を「には、当該」に、「二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を、次の各号に掲げる特定避難用償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定避難用償却資産 三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該指定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）

二 協定避難用償却資産 二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該協定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

附則第十五条第三十一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「のうち」を「のうち、」に、「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「当該設備」を「当該特定再生可能エネルギー発電設備」に、「ところによる」を「額とする」に改め、同項第一号中「設備が」を「特定再生可能エネルギー発電設備が」に改め、同号イ中「この号」を「この号」に、「除く」を「除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。」で総務省令で定める規模未満のもの」に改め、同号ロ中「限る」を「限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。」で総務省令で定める規模以上のもの」に改め、同号に次のように加える。

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ニ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ホ バイオマス電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの

法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額(政令で定める金額に限る。)を当該事業年度又は連結事業年度の第一項(予定申告法人に係るものを除く)、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

25 市町村は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の第三項及び第十項又は第六十八条の九十三の第三項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の第三項及び第十項に規定する所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十三の第三項及び第十項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の第三項及び第十項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十三の第三項及び第十項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額(政令で定める金額に限る。)を当該事業年度又は連結事業年度の第一項(予定申告法人に係るものを除く)、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第三百二十一條の十一の二第一項中「条約」を「租税条約」に改める。
第三百二十七條第一項及び第二項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三百二十一條の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人については、当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第三百二十七條第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替へるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日)から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替へるものとする。

5 第三百二十一條の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人については、当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第三百二十七條第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替へるものとする。

6 前条第三項の規定は、第四項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が次条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日)から次条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替へるものとする。

第三百四十八條第二項第二十九号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第三十六号中「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」の下に「(以下この号及び第三百四十九條の第三十二項において「機構法」という。)を加え、」から第四号まで又は第三項から第五項までを削り、「(用に供する固定資産及び)を(農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法(以下この号及び第三百四十九條の第三十二項において「旧農業機械化促進法」という。))第十六條第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。又は機構法第十四條第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産及び直接同条第一項第一号に規定する業務(旧農業機械化促進法第十六條第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。))の用に供する固定資産(に、農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)を「旧農業機械化促進法」に、供する固定資産で「供したものに限り」)に改め、同条第四項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。
第三百四十九條の第三項中「(昭和二十九年法律第五十一号)を削り、同条第二十二項中「農業機械化促進法第十六條第一項第一号」を「機構法第十四條第一項第一号」に改め、「業務の下に(旧農業機械化促進法第十六條第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。))」を加え、同条第三十一項中「第十條第三項」を「第十六條第三項」に改める。
第四百六十四條の見出しを「用語の意義及び製造たばこの区分」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。
- 一 喫煙用の製造たばこ
 - イ 紙巻たばこ
 - ロ 葉巻たばこ
 - ハ バイブたばこ
 - ニ 刻みたばこ
 - ホ 加熱式たばこ
 - 二 かみ用の製造たばこ
 - 三 かき用の製造たばこ
 - 四 第四百六十六條の次に次の一条を加える。
 - (製造たばこことみなす場合)
 - 四 第四百六十六條の二 加熱式たばこは、この喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第三條第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
 - 四 第四百六十七條第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。))」を加え、喫煙用の紙巻たばこを「紙巻たばこ」に、「当該たばこ」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイブたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイブたばこ」

